

令和 8 年 第 5 回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月22日（金）午後1時30分から午後2時42分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 （13人）

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 （2人）

委員	4番	石澤和枝
委員	14番	澁江修身

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	櫻井 学
副参事	森 久仁彦
農地調整係	係長 亀山聡士
	主査 茂木香陽子
	主査 安在亮人
	主事補 小林 准
	主事補 石川大翔

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和 8 年第 5 回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議 長	開会に先立ち、本日の出席委員数を事務局長に報告してもらいます。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13 名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第 4 条による欠席の届出のあった委員は、議席番号 4 番 石澤和枝委員、議席番号 14 番 澁江修身委員の 2 名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は 13 名でございます。
議 長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は 13 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、令和 8 年第 5 回佐野市農業委員会総会を開会いたします。 これより、議事日程に入ります。 日程第 1、会期の決定についてであります。本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (なしの声) 異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 川田恒夫委員、議席番号9番 小林秀男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の茂木香陽子主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和8年5月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和8年5月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

事務局

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和8年5月22日提出 佐野市農業委員会会長。

3条904番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、手作業用の農機具を使用予定とのことでありません。主な経営作物は、果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条905番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は70km、所要時間は1時間です。大農機具の所有状況は、草刈機1台、トラクター1台です。主な経営作物は、果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条906番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.2km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況はトラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。主な経営作物は、米、小麦、野菜となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は560日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条907番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.2km、所要時間は5分です。農地の利用状況につきましては、議案番号906番と同様のため省略いたします。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していた

だきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条908番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.6km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条909番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、稲刈機1台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は500日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条910番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.05km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、草刈機1台を所有、耕運機1台を所有予定です。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は160日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条911番 こちらの案件につきましては、平成29年に営農型発電設備設置の一時転用の許可を得て、令和2年に1度目の更新、令和5年に2回目の更新を行いました。今回区分地上権の設定の期間3年が経過するため、更新の申請を出すものとなります。こちらの案件は5条1244番と関連します。

契約内容は区分地上権の設定3年です。区分地上権とは、地上又は空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するために設定する権利をいうものです。区分地上権等の設定等の許可基準は、中ほどの区分地上権等の設定等の許可基準にある2つの項目を満たす必要があります。まず、1その権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと。こちらは、事務局で現地を確認させてい

ただいております、特に問題はございませんでした。

次に、2その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。こちらは、申請地に地上権、賃借権等、所有権以外の権利が設定されている場合に、その地上権者、賃借人等にあたる者の同意を得る必要があるというものでございますが、今回の申請地はすべて賃借権が設定されており、耕作者の同意を得ています。以上2項目について許可基準を満たしていることから、許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和8年5月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号5条1238番から5条1249番について、調査班お願いします。

調査班

5条1238番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討

状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1239番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1240番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1241番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1242番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1243番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1244番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した

結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1245番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1246番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1247番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。立地基準は、一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1248番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、地域整備法に定める事業に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1249番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号の1244番と1248番については、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うことし、1244番と1248番以外については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局に、議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和8年5月22日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号 非農地584番について、調査班お願いします。

調査班

非農地584番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は山林の様相を呈しており、また20年以上経過しているため、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号については、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更についてを議題といたします。

事務局に、議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和8年5月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号 軽微な変更46番から48番について、調査班お願いします。

調査班

軽微な変更46番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための農機具置場、農作業場であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、変更後の農地法の見込みは有りと思われます。

軽微な変更47番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための農機具置場、農作業車置場であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、変更後の農地法の見込みは有りと思われます。

軽微な変更48番について報告します。農地法に基づく検討状況です

が、転用面積が2 a 未満で、転用目的が自己の耕作のための農業用倉庫、乗入通路であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、変更後の農地法の見込みは有りと思われます。

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局に議案第5号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和8年5月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

地域計画区域外の2番と、地域計画区域内の21番、22番、35番について、議席番号11番 蘆原洋子委員が、議事参与の制限に該当します。

以上4件について審議します。
穂原洋子委員の退室をお願いします。

(穂原委員 退室 14 : 37)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りします。地域計画区域外の2番と、地域計画区域内の21番、22番、35番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、そのように決定いたしました。
穂原洋子委員の入室をお願いします。

(穂原委員 入室 14 : 38)

次に、議案第5号における議事参与の制限に該当する案件以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号における議事参与の制限に該当する案件以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請についてを議題といたします。

事務局に議案第6号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成を要請することについて、意見を求めます。

令和8年5月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号について、申出のとおり計画作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、申出のとおり計画作成を要請することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました農地法第5条申請に係る意見聴取 令和8年4月分に対する回答についてをご覧ください。令和8年第4回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和8年第5回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時42分閉会

